



平成 29 年 1 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 西松屋チェーン
代表者名 代表取締役社長 大村 禎史
(コード番号 7545 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務・法務本部長 小 紫 靖
(TEL 079-252-3300)

「西松屋チェーンギフトカード」の取り扱い開始について

当社は、平成 29 年 2 月 1 日より、当社の全店舗においてご購入・ご利用いただける「西松屋チェーンギフトカード」の取り扱いを開始することとなりましたので、お知らせいたします。

これまで当社では、多くのお客様にご出産お祝い等の贈答用に商品をご購入いただいておりましたが、今般の「西松屋チェーンギフトカード」は 1,000 円からご購入が可能で、ご家族・ご友人等へよりお気軽にギフトとしてお贈りいただけます。また、ギフトカードを受け取られた方も、当社の店舗で取り扱う全ての商品の中からお好みの商品を自由に選ぶことができます。このように、「西松屋チェーンギフトカード」は、贈る側・贈られる側の双方にとってご利用いただきやすいギフト商品となっております。

当社は、「西松屋チェーンギフトカード」の取り扱いによって新たなギフト需要の取り込みを図るとともに、今後とも、お客様にとって利便性の高いサービスの提供に努めてまいります。

◆「西松屋チェーンギフトカード」の概要◆

取り扱い開始日	平成 29 年 2 月 1 日 (水)
取り扱い店舗	ご購入・ご利用とも当社の全店舗 (インターネット通販ではご購入・ご利用いただけません。)
カードのデザイン	2 種類のデザインからお選びいただけます。 
カードへのご入金等	1,000 円以上 30,000 円以下 (1,000 円単位でご入金できます。) 当社店舗のレジにて入金処理 (チャージ) いたします。 使い切り型のカードであり、再チャージはできません。
有効期限	発行日から 2 年間
残高照会等	専用サイトでカード裏面に記載のカード番号・PIN 番号をご入力いただくことにより、カード残高とご利用履歴をご照会いただけます。
カード情報サイト	http://www.24028.jp/special/giftcard (平成 29 年 2 月 1 日 (水) より)

なお、当社は、お客様に「西松屋チェーンギフトカード」を安心してご利用いただけるよう、凸版印刷株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：金子 眞吾）および富士通エフ・アイ・ピー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：米倉 誠人）が提供するサーバー管理型プリペイドカード ASP サービスを採用いたしました。両社は、豊富なギフト・プリペイドカードサービスの提供実績を有し、導入計画から運用設計・機器開発・カード製造・プロモーションまで関連業務の全てに精通しています。当社は、両社から「西松屋チェーンギフトカード」に必要とされる信頼性の高いセキュリティやシステムの提供を受けることができるものです。

以上